

青 監 第 302 号
平成27年6月29日

一般社団法人 青森県建設業協会 会長 殿

青森県県土整備部監理課長

外国人労働者の不法就労防止啓発のためのリーフレットの配布について

このことについて、平成27年6月22日付けで国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室から依頼があったので、貴会会員の建設業者に対して周知を図っていただくようお願いします。

(担当) 青森県県土整備部

監理課 建設業振興グループ

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

TEL 017-734-9640、FAX 017-734-8178



年月日
7. 2

情報共有 (地理済/不要)
スケジュール(入/済/不要)

事 務 連 絡
平成 27 年 6 月 22 日

各都道府県建設業担当課長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課労働資材対策室

外国人労働者の不法就労防止啓発のためのリーフレットの配布について

例年6月は、政府全体として「外国人労働者問題啓発月間」が設定され、外国人労働者問題に関する国民の理解の促進を図る取り組みを行うこととしております。

法務省入国管理局においても、不法就労外国人問題に対処するため、外国人労働者問題啓発月間に時期を合わせて、外国人を雇用する事業主等を対象に不法就労の防止について理解と協力を求めるためのキャンペーンを行っており、この度、添付の外国人雇用の際の注意点を記載したリーフレットについて情報提供がありました。

建設分野においても、昨今の外国人材の活用の状況に鑑み、外国人の不法就労防止のための啓発活動に取り組む必要があると考えております。

つきましては、添付リーフレットを配布いたしますので、周知等についてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、別途各地方整備局建政部及び関係団体に対しても情報提供を行っておりますので申し添えます。

○参考(リーフレットは以下のホームページからも入手できます)

「不法就労外国人対策キャンペーン月間」の実施について(法務省入国管理局)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00119.html



青監第302号

・お問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課
労働資材対策室 安食(あじき)

TEL: 03-5253-8111 (内線: 24855)

外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労防止にご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。平成24年7月から導入された「中長期在留者の在留管理制度」により、在留カードを所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、不法就労にならないよう注意してください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1. 不法滞在者が働くケース

- (例)
- ・密入国した人やオーバーステイの人が働く

2. 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例)
- ・観光や知人訪問の目的で入国した人が働く
 - ・留学生が許可を受けずにアルバイトをする

3. 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

- (例)
- ・外国料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

注意!

事業主も処罰の対象となります!!

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした者「不法就労助長罪」
⇒3年以下の懲役・300万円以下の罰金
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)
- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒退去強制の対象
- ・ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした者⇒30万円以下の罰金

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には**地方入国管理局へ通報したり出頭を促す**などしてください!

外国人を雇用する際には**在留カード**を確認してください!

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。観光旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則として就労できません。

在留カードを持っていない場合でも就労できる場合がある方については裏面「※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。

外国人を雇用した時は…。

雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられている事業主の方は、外国人（「特別永住者」、「外交」及び「公用」は除く。）を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください。この場合は、入国管理局への届出は不要です。

ハローワークへの届出が義務づけられていない事業主の方は、就労資格（「芸術」、「宗教」、「報道」及び「技能実習」を除く。）をもって中長期間在留する外国人を雇用した場合やこれらの者が離職した場合は、入国管理局へ届出をしてください。



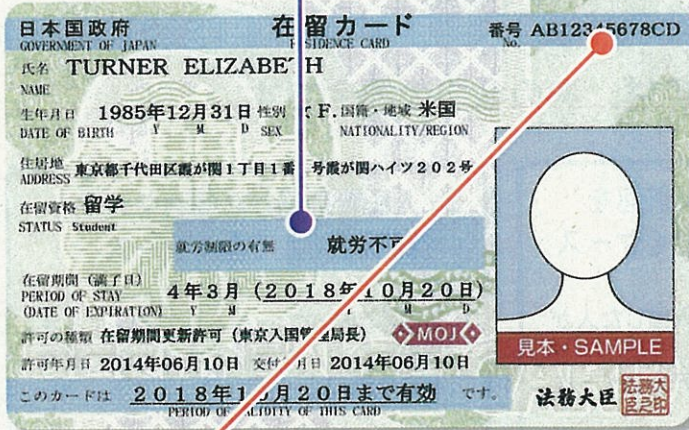
ポイント1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合→原則雇用はできませんが、ポイント2を確認してください。

※一部就労制限がある場合→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
 - ②「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」(在留資格「技能実習」)
 - ③「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)
- (②及び③については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。)

※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。



在留カード等の番号の有効性を確認することができます。

入国管理局ホームページ上で在留カード及び特別永住者証明書(以下、「在留カード等」といいます。)の番号の有効性を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カード等の番号と有効期間を入力していただくと、当該番号が有効か又は有効でないかについて確認することができます。

昨今、在留カード等を偽変造したものが悪用されるケースも発生しておりますので、十分ご注意ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方入国管理局にお問合せください。

ポイント2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント1で「就労不可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」
 - ②「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
- (②については資格外活動許可書を確認してください。)

在留カード等番号失効情報照会ページ
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 外国人登録証明書から在留カードへの切替えを済ませていない方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券や外国人登録証明書等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。

～ 外国人登録証明書をお持ちの外国人を雇用している方へのご案内 ～

中長期在留者の方が所持している外国人登録証明書は、一定の期間、「在留カード」とみなされますが、遅くとも平成27年7月8日までに外国人登録証明書を在留カードに切り替える必要があります。

在留カードへの切替えの手続きは入国管理局の窓口にて行っております。

【お問合せはこちらへ】

外国人在留総合インフォメーションセンター (平日8:30～17:15)
 TEL 0570-013904 (IP電話・PHSからは03-5796-7112)
 又は最寄りの地方入国管理局にお問合せください。